

別表1 対象サービス種別, 基準単価等

対象サービス種別(※1)		基準単価	単位	
入所系	1 介護老人福祉施設	5,000円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		2,500円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	2 地域密着型介護老人福祉施設	5,000円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		2,500円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	3 介護老人保健施設	5,000円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		2,500円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	4 介護医療院	5,000円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		2,500円	定員から上記の人数を差し引いた数	
5 認知症対応型共同生活介護事業所	2,500円	定員		
6 養護老人ホーム	5,000円	定員		
7 軽費老人ホーム	5,000円	定員		
8 介護付き有料老人ホーム	2,500円	定員		
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所	5,000円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		2,500円	定員から上記の人数を差し引いた数	
複合系	10 小規模多機能型居宅介護事業所	2,500円	通いサービスと宿泊サービスの利用定員の合計	
	11 看護小規模多機能型居宅介護事業所	2,500円	通いサービスと宿泊サービスの利用定員の合計	
通所系	12 通所介護事業所	2,500円	定員	
	13 地域密着型通所介護事業所	2,500円	定員	
	14 認知症対応型通所介護事業所	2,500円	定員	
	15 通所リハビリテーション事業所	2,500円	定員	
基準日・調整率		令和3年11月1日以前から運営・・・基準日は令和3年11月1日, 調整率1 令和3年11月2日から12月1日までに運営開始・・・基準日は令和3年12月1日, 調整率4/5 令和3年12月2日から1月1日までに運営開始・・・基準日は令和4年1月1日, 調整率3/5 令和4年1月2日から2月1日までに運営開始・・・基準日は令和4年2月1日, 調整率2/5 令和4年2月2日から3月1日までに運営開始・・・基準日は令和4年3月1日, 調整率1/5		
対象経費		・暖房, 給油等に係る灯油・重油購入費 ・利用者の送迎に係るガソリン・軽油購入費		
助成額		基準単価に単位及び調整率を乗じた額(入所系のうち介護老人福祉施設, 地域密着型介護老人福祉施設, 介護老人保健施設及び介護医療院並びに短期入所系の施設は, 上段及び下段で算出された額を足し合わせた額に調整率を乗じた額)		
※1 事業所・施設等について, 助成の申請時点で指定等を受けている者であり, また, ・空床利用型の短期入所生活介護事業所, 医療系サービスのみなし指定事業所は, 当該補助金の対象としない。 ・介護付き有料老人ホームとは, 介護保険法における特定施設入居者生活介護事業所又は地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けているものをいう。 ※2 基準日の属する月における, 介護保険法第51条の3第1項又は第61条の3第1項に規定する特定入所者介護(予防)サービスの対象となる所得段階が第1・第2・第3段階の者の1日当たりの平均利用人数(小数点以下切り捨て)をいう。				

別表2 第5(2)の取扱い

減額率	第5(2)の場合における返還すべき額は, 別表1の基準単価に単位を乗じた額に下記の減額率を乗じた額とする。 なお交付申請の時点で, あらかじめ, 廃止等が明らかなる場合は, 返還すべき額を差し引いた額を交付申請額とする。 この場合, 別記様式第1号の添付書類中「調整率」とあるのは, 「調整率及び減額率」に読み替えるものとする。 令和3年11月2日から11月30日までに廃止した場合, 4ヶ月以上5ヶ月未満の間休止した場合・・・減額率1(全額返還) 令和3年12月1日から12月31日までに廃止した場合, 3ヶ月以上4ヶ月未満の間休止した場合・・・減額率4/5 令和4年1月1日から1月31日までに廃止した場合, 2ヶ月以上3ヶ月未満の間休止した場合・・・減額率3/5 令和4年2月1日から2月28日までに廃止した場合, 1ヶ月以上2ヶ月未満の間休止した場合・・・減額率2/5 令和4年3月1日から3月31日までに廃止した場合, 1ヶ月未満の間休止した場合・・・減額率1/5
-----	--